

国不籍第315号
令和4年9月22日

森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル

令和4年9月

国土交通省 不動産・建設経済局
地籍整備課

目 次

[序]概説	
1. はじめに	1
2. マニュアルの利用について	1
2. 1 マニュアルの目的及び適用範囲	1
2. 2 マニュアルの構成	1
3. 作業実施にあたっての手続	1
第1章 総則	3
第2章 計画	3
第3章 一筆地調査	3
第1節 準備作業	3
第2節 現地調査等	4
第4章 地籍測量	5
第1節 総則	5
第2節 地上法	6
第3節 航測法	7
第5章 地積測定	7
第6章 地籍図及び地籍簿の作成	8

森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル

[序]概説

1. はじめに

地籍調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施され、その具体的な作業内容等は地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下、「準則」という。）及び同運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下、「運用基準」という。）により規定されている。

本マニュアルは、地籍調査において、森林境界明確化の成果（以下、「森林境界明確化成果」という。）を活用することで、一筆地調査及び地籍測量に係る作業を効率化するための作業方法を示したものである。

2. マニュアルの利用について

2.1 マニュアルの目的及び適用範囲

本マニュアルは、準則第8条(省令に定めのない方法)の規定を適用して実施する森林境界明確化成果を活用した地籍調査（以下、「森林境界明確化成果活用調査」という。）の標準的な作業方法を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

本マニュアルの対象となる森林境界明確化成果には、森林施業等を目的とした森林の境界明確化に係る調査・測量成果が該当するものとするが、その活用にあたっては、森林境界明確化を実施した林務部局等とも協議の上、当該成果が地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有することを十分に確認するものとする。

2.2 マニュアルの構成

本マニュアルの構成は、以下のとおりである。

[序]概説

第1章 総則

第2章 計画

第3章 一筆地調査

第4章 地籍測量

第5章 地積測定

第6章 地籍図及び地籍簿の作成

3. 作業実施にあたっての手續

市区町村等の地籍調査を行う者（責任機関）は、森林境界明確化成果活用調査を行う場合には、準則第8条の規定に基づき、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて実施するものとする。

なお、準則第8条の規定に基づく承認申請（以下、「準則第8条申請」という。）においては、別紙1を参考に申請書類を作成し、活用する森林境界明確化成果の写し及び森林境界明確化を実施した際の仕様書の写しを添付するものとする。

別紙 1

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

国土交通大臣 殿

〇〇市長〇〇〇〇

地籍調査の実施に関する承認申請書

地籍調査作業規程準則第8条の規定に基づき、下記のとおり同準則に定めのない方法により地籍調査を実施したいので、承認されたく申請する。

記

1. 調査地域及び面 〇〇市〇〇地区 〇、〇〇km²
2. 調査地域区域図 別紙のとおり
3. 調査期間 令和〇年〇月から令和〇年〇月まで
4. 精度及び縮尺の区分 精度区分：〇〇、縮尺：1/〇〇〇
5. 準則に定めのない方法の内容

森林境界明確化の成果を活用して効率的な地籍調査を実施する。

6. 理由

令和〇〇年に当市が実施した森林境界明確化の成果を活用し、一筆地調査及び地籍測量に係る作業を効率的に実施するため、「森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル」を活用し、地籍調査を実施する。

※記載内容は、あくまで例であり、承認申請にあたっては調査地域の状況や活用する成果の種類等を考慮した上で適切な理由を記載すること

第1章 総則

(目的)

第1条 本マニュアルは、森林境界明確化成果活用調査について標準的な作業方法を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本マニュアルは、森林境界明確化において、一部又は全部の工程において地籍調査と同等以上の精度又は正確さを有する調査・測量（以下、「森林境界明確化調査」という。）が実施された地域において、当該調査成果を活用して実施する地籍調査に適用することを標準とする。

なお、地籍調査と同等以上の精度又は正確さを有する調査・測量とは、準則や運用基準等に定める一筆地調査及び地籍測量に相当する作業が実施された調査・測量とする。

2 森林境界明確化成果のうち、測量や現地調査等の一部の工程のみの成果を活用する場合は、当該工程において準則や運用基準等に定める手法に相当する作業が実施されたものを対象とする。

(運用規程)

第3条 本マニュアルの運用に関し必要な事項については、本マニュアル中に運用規程として定める。

第2章 計画

(計画に係る準則等の適用)

第4条 準則第9条から第12条までの規定及び運用基準第4条から第6条までの規定を適用するものとする。

第3章 一筆地調査

第1節 準備作業

(作業進行予定表の作成)

第5条 準則第13条の規定を適用するものとする。

(単位区域界の調査)

第6条 準則第14条及び運用基準第6条の2の規定を適用するものとする。

(調査図素図等の作成)

第7条 準則第15条及び運用基準第7条の規定を適用するものとする。

(調査図素図の作成)

第8条 準則第16条の規定を準用するものとする。

2 調査図素図には、森林境界明確化成果を活用する範囲を記載するものとする。

——運用規程——

(調査図素図の作成)

第1条 運用基準第8条の規定を準用するものとする。

2 森林境界明確化成果を活用する範囲の検討にあたっては、その成果及び調査過程の記録について登記所地図及び登記簿等との照合を行い、境界確認に係る調査が地籍調査に準拠した方法で実施されていることを確認するものとする。

(調査図一覧図の作成)

第9条 準則第17条及び運用基準第9条の規定を準用するものとする。

2 調査図一覧図には、森林境界明確化成果を活用する範囲を記載するものとする。

(地籍調査票の作成)

第10条 準則第18条及び運用基準第10条の規定を適用するものとする。

(現地調査等の通知)

第11条 準則第20条及び運用基準第10条の2の規定を適用するものとする。

(筆界標示杭の設置)

第12条 準則第21条及び運用基準第11条の規定を準用するものとする。

2 森林境界明確化調査において、筆界点に境界標が設置されている場合には、当該境界標を筆界標示杭として使用することができるものとする。

(市町村の境界の調査)

第13条 準則第22条の規定を適用するものとする。

第2節 現地調査等

(現地調査の実施)

第14条 準則第23条の規定を準用するものとする。

2 森林境界明確化調査において、現地調査により、所有者、地番、地目及び筆界の調査が行われた土地については、森林境界明確化調査が実施された後の所有者及び土地の異動並びにその主たる用途の変更がない場合に限り、森林境界明確化成果により作成された所有者、地番、地目及び筆界の案を用いて土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人（以下「所有者等」という。）にその確認を求めることができるものとする。

3 森林境界明確化調査において、現地調査により、所有者、地番、地目及び筆界の案について所有者等の確認が得られているときは、当該所有者等の立会いを要しないこととすることができるものとし、その旨を地籍調査票に記録するものとする。

——運用規程——

(森林境界明確化成果の活用)

第2条 運用基準第12条の規定を準用するものとする。

2 「森林境界明確化調査において、所有者、地番、地目及び筆界の調査が行われた土地」とは、次に掲げるいずれの調査も行った土地とする。

一 所有者等の立会いにより調査を行った土地

二 境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確であり、現地精通者の証言により調査を行った土地

(図面等調査の実施)

第15条 準則第23条の2の規定を準用するものとする。

2 森林境界明確化調査において、図面等調査により、所有者、地番、地目及び筆界の調査が行われた土地については、森林境界明確化調査が実施された後の所有者及び土地の異動並びにその主たる用途の変更がない場合に限り、森林境界明確化成果により作成された所有者、地番、地目及び筆界の案を用いて所有者等にその確認を求めることができるものとする。

3 森林境界明確化調査において、図面等調査により、所有者、地番、地目及び筆界の案について所有者等の確認が得られているときは、当該土地の所有者等による確認を要しないこととすることができるものとし、その旨を地籍調査票に記録するものとする。

—運用規程—

(図面等調査における森林境界明確化成果の活用)

第3条 運用基準第12条の2の規定を準用するものとする。

2 「森林境界明確化調査において、図面等調査により、所有者、地番、地目及び筆界の調査が行われた土地」とは、次に掲げるいずれの調査も行った土地とする。

一 所有者等に図面等を送付する方法により調査を行った土地

二 図面等を収集又は作成し、集会所その他の施設において土地の所有者等に示す方法により調査を行った土地

(分割、合併、一部合併があったものとしての調査)

第16条 準則第24条から第26条までの規定を適用するものとする。

(代位登記の申請)

第17条 準則第27条及び運用基準第13条の規定を適用するものとする。

(長狭物の調査)

第18条 準則第28条及び運用基準第14条の規定を適用するものとする。

(地目の調査)

第19条 準則第29条及び運用基準第15条の規定を適用するものとする。

(筆界の調査)

第20条 準則第30条及び第30条の2並びに運用基準第15条の2及び第15条の3の規定を適用するものとする。

(地番が明らかでない場合等の処理)

第21条 準則第31条及び運用基準第16条の規定を適用するものとする。

(分割又は合併があったものとして調査する場合の処理)

第22条 準則第32条及び第33条並びに運用基準第16条の規定を適用するものとする。

(新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合の処理)

第23条 準則第34条及び運用基準第16条の規定を適用するものとする。

(滅失した土地等がある場合の処理)

第24条 準則第35条の規定を適用するものとする。

(地番の変更を必要とし又は適当とする場合の処理)

第25条 準則第36条並びに運用基準第16条及び運用基準第17条の規定を適用するものとする。

第4章 地籍測量

第1節 総則

(地籍測量の方式等)

第26条 準則第37条並びに運用基準第18条及び第19条の規定を適用するものとする。

(測量の基礎とする点)

第27条 準則第38条並びに運用基準第19条の2及び第19条の3の規定を適用するものとする。

(位置及び方向角の表示の方法)

第28条 準則第39条の規定を適用するものとする。

(地籍図の図郭)

第29条 準則第40条の規定を適用するものとする。

(地籍図原図)

第30条 準則第41条の規定を適用するものとする。

(森林境界明確化調査の測量データの取扱い)

第31条 森林境界明確化調査において、第32条から第43条までの各規定に従った測量作業等が実施され、同調査の森林境界明確化成果が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）別表第4に定める誤差の限度内の精度であることを確認することができる場合は、当該規定に従った測量作業等を省略し、同成果を使用することができるものとする。ただし、境界標がある場合は、設置された当時の状態で現存しており、境界標の移設又は新設等の行為が発生していない場合に限るものとする。

第2節 地上法

(総則)

第32条 準則第42条から第46条までの規定及び運用基準第19条の4から第21条の2までの規定を適用するものとする。

(地籍図根三角測量)

第33条 準則第48条から第52条までの規定及び運用基準第22条から第25条までの規定を適用するものとする。

(地籍図根多角測量)

第34条 準則第53条から第58条までの規定及び運用基準第26条から第31条までの規定を適用するものとする。

(細部図根測量)

第35条 準則第59条から第67条までの規定及び運用基準第32条から第36条の2までの規定を適用するものとする。

(一筆地測量)

第36条 準則第68条から第72条までの規定及び運用基準第37条から第42条までの規定を適用するものとする。

(地籍図原図の作成)

第37条 準則第74条及び第75条の規定並びに運用基準第43条及び第44条の規定を適用するものとする。

(データの点検)

第38条 森林境界明確化成果として、第32条から第37条までの測量作業等に係る成果が存在する場合には、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第

598 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知) (以下「通常地籍細則」という。) の工程管理に関する規定に準じて実施しているかどうか点検し、地籍調査の成果と同等以上の精度を有することが確認できる場合は、当該森林境界明確化成果を活用することができるものとする。

第3節 航測法

(総則)

第39条 準則第76条及び運用基準第44条の2の規定を適用するものとする。

(地籍図根三角測量)

第40条 準則第76条の2及び運用基準第44条の3の規定を適用するものとする。

(航空測量)

第41条 準則第76条の3から第83条の2までの規定及び運用基準第44条の4から第55条の5までの規定を適用するものとする。

(地籍図原図の作成)

第42条 準則第84条及び運用基準第55条の6の規定を適用するものとする。

(データの点検)

第43条 森林境界明確化成果として、第39条から第42条までの測量作業等に係る成果が存在する場合には、地籍調査事業(航測法による地籍調査)工程管理及び検査規程細則(令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)(以下「航測法細則」という。)の工程管理に関する規定に準じて実施しているかどうか点検し、地籍調査の成果と同等以上の精度を有することが確認できる場合は、当該森林境界明確化成果を活用することができるものとする。

第5章 地積測定

(地積測定の方法及び点検)

第44条 準則第85条及び第86条並びに運用基準第56条及び第57条の規定を適用するものとする。

(地積測定成果簿)

第45条 準則第87条の規定を適用するものとする。

(森林境界明確化調査の地積測定データの取扱い)

第46条 森林境界明確化調査において、第44条の規定を適用して地積測定がなされ、第45条の規定を適用して地積測定成果簿が作成された場合は、同調査における成果を使用することができるものとする。

- 2 前項において、森林境界明確化調査における測量が第4章第2節に規定される地上法で実施されている場合は、当該土地の地積測定に係る計算簿及び精度管理表について、通常地籍細則で規定された点検を実施し、地籍調査の成果と同等以上の精度を有することを確認するものとする。ただし、森林境界明確化調査において点検を実施し、地籍調査の成果と同等以上の精度を有することを確認済みである場合には、その結果を使用することができるものとする。
- 3 第1項において、森林境界明確化調査における測量が第4章第3節に規定される航測法で実施されている場合は、当該土地の地積測定に係る計算簿及び精度管理表について、航測法細則で規定された点検を実施し、地籍調査の成果と同等以上の精度を有することを確認するものとする。ただし、森林境界明確化調査において点検を実施し、地籍調査の成果と同等以上の精度を有することを確認済みである場合には、その結果を使用することができるものとする。

第6章 地籍図及び地籍簿の作成

(地籍簿案)

第47条 準則第88条及び運用基準第58条の規定を適用するものとする。

(地籍図及び地籍簿)

第48条 準則第89条及び運用基準第59条の規定を適用するものとする。

(地籍図の写し)

第49条 準則第90条及び運用基準第60条の規定を適用するものとする。